

新しい広域ごみ処理施設の建設予定地 に関する住民説明会資料

1

平成26年2月
知多南部広域環境組合

1 知多南部地域における「ごみ処理施設広域化計画」とは

(1) 知多南部地域2市3町が管理する3つのごみ処理施設を、1つの施設に統合する。

「新しい広域ごみ処理施設建設予定地」
平成25年11月、武豊町字一号地11番1を建設予定地と決定

「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」
(平成20年度～29年度) に沿った計画

1 知多南部地区における「ごみ処理施設広域化計画」とは

(2) 広域化の目的

- ・ 余熱（ごみ焼却の際に発生する熱エネルギー）利用の推進
- ・ 最終処分場の確保対策
- ・ 公共事業のコスト削減 など

(3) 新施設の建設及び管理運営は、2市3町を構成団体とする一部事務組合「知多南部広域環境組合」が行う。

2 「知多南部広域環境組合」について

(1) 知多南部広域環境組合を構成する市町

市 町 名	所 在 地
半田市	半田市東洋町二丁目1番地
常滑市	常滑市新開町四丁目1番地
南知多町	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
美浜町	知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
武豊町	知多郡武豊町字長尾山2番地

組合管理者：半田市長

副管理者：常滑市長、南知多町長、美浜町長、武豊町長及び
半田市副市長

2 「知多南部広域環境組合」について

(2) 現有施設の概要

①ごみ焼却施設

名 称	半田市クリーンセンター	常滑武豊衛生組合 クリーンセンター	知多南部クリーン センター
処 理 対 象 区 域	半田市	常滑市・武豊町	南知多町・美浜町
所 在 地	半田市乙川末広町 50番地	武豊町壱町田27番 地	南知多町大字内海 字檜木77番地の1
処 理 能 力	150 t / 24 h	150 t / 24 h	112.5 t / 24 h
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉	全連続燃焼式焼却炉	全連続燃焼式焼却炉
稼 働 開 始	平成3年3月	平成2年3月	平成10年4月
余 熱 利 用	場外蒸気供給 (温水プール)		場内温水利用

2 「知多南部広域環境組合」について

(2) 現有施設の概要

②粗大ごみ処理施設

名 称	半田市クリーンセンター	常滑武豊衛生組合 クリーンセンター	知多南部クリーン センター
処 理 対 象 区 域	半田市	常滑市・武豊町	南知多町・美浜町
所 在 地	半田市乙川末広町 50番地	武豊町壱町田27番 地	南知多町大字内海 字檜木77番地の1
処 理 能 力	50 t / 5 h	25 t / 5 h	17 t / 5 h
処 理 方 式	縦型高速回転破碎機	横型回転破碎機	二軸剪断破碎機、回 転破碎機
稼 働 開 始	昭和55年4月	平成元年4月	平成10年4月

3 ごみ処理広域化事業の経過と今後の予定について

(1) これまでの事業経過

平成10年度 「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」が策定され、県内市町村を13ブロックに区割りし、知多南部地域はそのうちの1つとされた

平成18年度 「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画(平成18年度～24年度)」を策定

平成19年度 広域施設の建設候補地を「半田市クリーンセンター敷地内」と決定

平成22年度 知多南部広域環境組合(半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町)設立
環境影響評価調査業務(平成22年度～24年度)実施

平成24年度 「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画 第二期(平成25年度～29年度)」を策定

平成24・25年度 新たな建設予定地選定業務

3 ごみ処理広域化事業の経過と今後の予定について

(2) 建設候補地の再検討

新ごみ処理施設建設予定地（半田市クリーンセンター敷地内）の環境影響評価の結果、廃棄物層保有水の一部から最終処分場に適用される廃止（排出）基準値を超えるダイオキシン類等が検出されました。

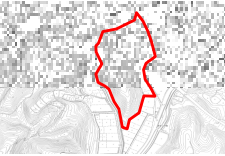
この結果を受け、2市3町で新たな建設候補地を選定し、現建設予定地と費用、スケジュール、リスク等の比較検討を行い、建設予定地を選定することとしました。

平成24年度から25年度にかけて実施してきた、新たな3候補地と半田市クリーンセンターを含めた4か所の比較検討作業の最終評価の結果、武豊町字一号地11番1を新たな広域ごみ処理施設建設予定地として決定しました。

建設候補地の評価

環境面	40点
用地買収面	20点
経済面	40点

平成25年11月12日
知多南部広域環境組合

市町名		半田市(現建設予定地)	評価	常滑市	評価	南知多町	評価	武豊町 (新建設予定地として決定)	評価	評価基準
環境面 (40点)	1. 所在地	オソタワ スミエロ 乙川末広町50番 (半田市クリーンセン ター敷地内)	○		◎	大字内海字榎木77番1 (知多南部クリーンセン ター敷地内)	○	イサゴウチ 字一号地11番1 (法人 所有地)	◎	◎ : 区域のごみ量分布の重心に概ね近い場合 ○ : 区域のごみ量分布の重心から外れている場合 △ : 区域の端にある場合
	a 敷地面積 (m ²)	48,623		46,340		64,549		56,800		
	b 用途地域	市街化調整区域		市街化調整区域		市街化調整区域		工業専用地域 準工業地域		
	2. 土地利用状況		◎		○		○		◎	◎ : 未利用地及び更地の場合 ○ : 構造物及び施設利用のある場合 △ : 緑地の場合 (絶滅危惧種の存在等が危惧されるため)
	3. 周辺状況		◎		○		○		◎	◎ : 以下に該当しない場合 ○ : 敷地に隣接して耕作中の農用地がある場合 △ : 敷地に隣接して学校・保育園等がある場合
	4. 周辺集落		○		○		◎		○	◎ : 敷地境界より300m以内に住居がない場合 ○ : 敷地境界より100~300m以内に住居がある場合 △ : 敷地境界より100m以内に住居がある場合
	評価点【満点8点】 (◎2点・○1点・△0点)	6点		5点		5点		7点		
満点換算		30点		25点		25点		35点		
用地買収面 (20点)	5. 地権者数	1件 (半田市)	◎	2件 (個人)	△	1件 (知多南部衛生組合)	◎	1件 (法人)	○	◎ : 地権者が公共又はそれに類する団体の場合 ○ : 地権者が法人の場合 △ : 地権者が個人の場合
	6. 進入用道路地権者数	0件	◎	0件	◎	0件	◎	0件	◎	◎ : 幅員9m以上で2車線の進入用道路がある場合 ○ : 幅員9m以上を確保できる道路用地がある場合 △ : 幅員9mを確保するのに用地買収が必要となる場合
	評価点【満点4点】 (◎2点・○1点・△0点)	4点		2点		4点		3点		
	満点換算	20点		10点		20点		15点		
経済面 (40点)	7. 費用 (焼却施設建設費、 管理運営費を除く) ・ 土地整備関連費 ・ ごみ中継施設関連費 ・ 不燃、粗大施設関連費 ・ 新施設までの増額運搬費	98.5億円		75.9億円		126.6億円		75.5億円		
	満点換算	31点		40点		24点		40点		総費用を下下の算式に当てはめ、その配点を付与する。 (最低総費用/ケース別総費用*経済面配点)
現況図 (全て上が北を示す)										
満点換算得点		81点		75点		69点		90点		
総合順位		2位		3位		4位		1位		

3 ごみ処理広域化事業の経過と今後の予定について

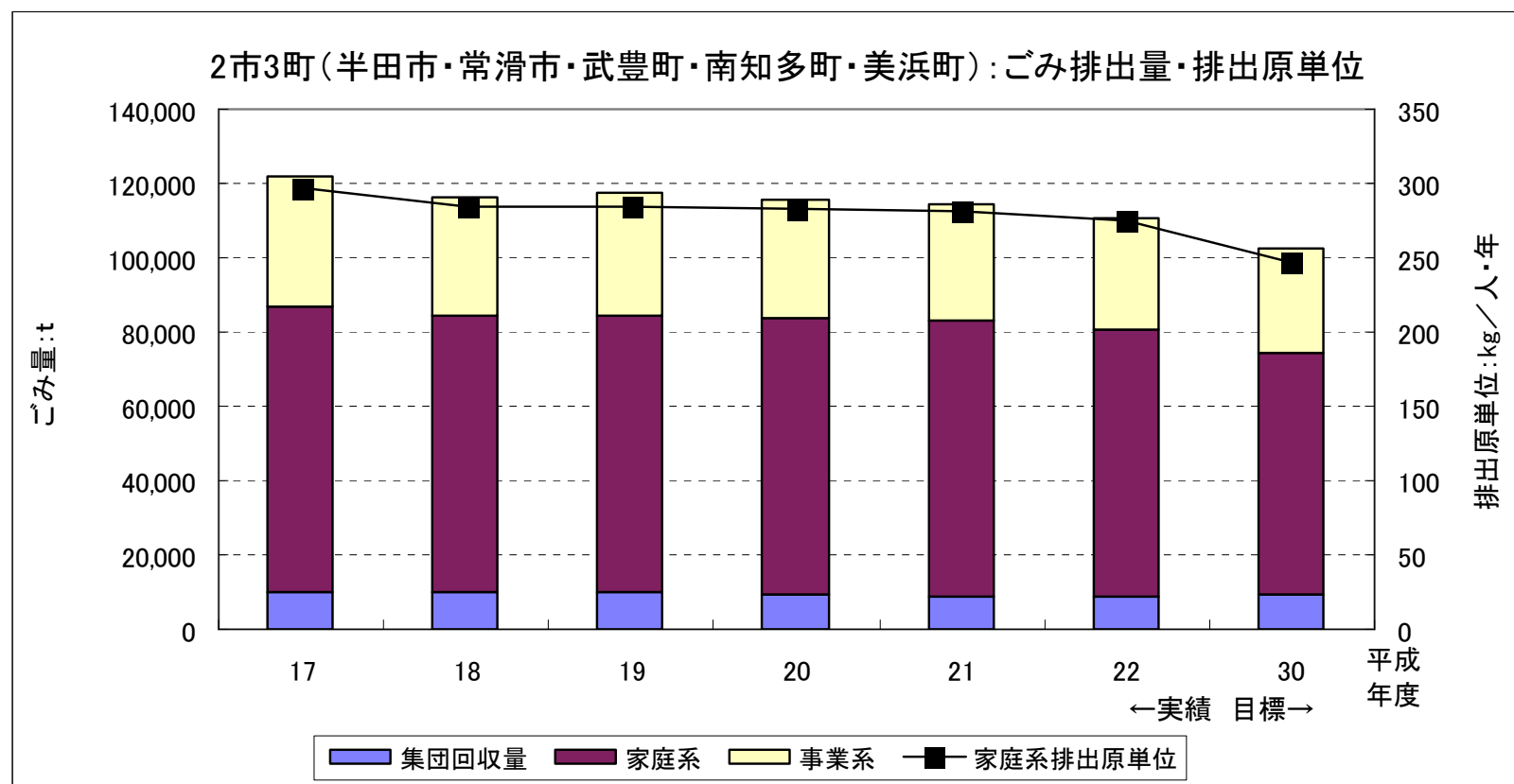
(3) 今後の主な事業予定

事業内容	予定時期
用地買収関連業務	平成25年度
用地買収関連業務 環境影響評価調査業務 都市計画決定手続 事業者選定手続 等	平成26年度～30年度
実施設計業務及び施設整備工事	平成30年度～33年度
施設の供用開始	平成34年4月～

3 ごみ処理広域化事業の経過と今後の予定について

(4) 一般廃棄物の処理目標

一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定に関するグラフ



4 公害防止条件等について

項 目	法令等規制基準値 (新施設適用基準値)
ばいじん量	0.04g/Nm ³ 以下 (※1)
硫黄酸化物 (K 値)	K=1.75以下(※1)
窒素酸化物濃度	250ppm以下 (※1)
塩化水素濃度	700mg/m ³ N以下(※1) (430ppm以下)
ダイオキシン類濃度	0.1ng-TEQ/m ³ N以下 (※2)

基準値等は、乾きガスO₂ 12%換算による

※1 大気汚染防止法

※2 ダイオキシン類対策特別措置法

5 その他

(1) 地元対策について

- ① 組合は地元武豊町に対し、地元対策費として構成市町2市3町で、16億円を負担する予定
(武豊町を除く2市2町の負担額は12億7500万円)
- ② 施設の持つ付加価値を周辺地域が活用することができる。
 - 施設の余熱を活用した温水プール
 - 環境学習施設、会議室等の活用
 - 防災拠点施設としての活用 など

5 その他

(2) 施設建設が周辺地域に与える影響

① 施設から排出されるガスが環境に与える影響

(対策等)

施設規模は、常武クリーンセンターと比較し大きくなるが、排ガスの高度処理を行うことにより、現施設よりも厳しい公害防止基準を遵守する施設とし、環境負荷の軽減を図り、周辺地域の生活環境の保全に努める。

② ごみ搬入のための車両の増加が生活に与える影響

(対策等)

- 施設への搬入路の選択（委託・許可業者等）、搬入路の整備（国県への要望）。
- 市町村が委託や許可をしている事業者には、安全運転の励行について徹底する。